

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第七十二号

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「福祉医療部」を「福祉保険部」に改める。

- 一 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例（昭和三十七年十月奈良県条例第十七号）第七条第一項第三号
- 二 奈良県社会福祉審議会条例（平成十二年三月奈良県条例第三十五号）第八条
- 三 奈良県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三月奈良県条例第四十六号）第七条
- 四 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十八年六月奈良県条例第八号）第八条
- 五 奈良県食育推進会議条例（平成十八年六月奈良県条例第九号）第七条
- 六 奈良県生活衛生適正化審議会条例（平成十二年三月奈良県条例第三十七号）第八条

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。